

# 5 相 続 税

## 5-1 課 税 状 況

### (1) 本年分の課税状況

区 分	相続人の数	金 額
	人	千円
取得財産価額	38,430	4,312,878,349
債務控除額	20,240	678,015,517
加算贈与財産価額	3,554	13,832,370
課税価格	実 38,378	3,648,678,052
相続税額	算出税額	38,093 893,259,235
	2割加算額	2,656 3,694,309
	計	実 38,093 896,953,544
税額控除等	贈与税	1,778 2,481,145
	配偶者	6,159 239,433,895
	未成年者	541 650,010
	障害者	495 594,751
	相次相続	1,850 7,376,349
外国税額	24 2,846,917	
計	実 10,210 253,383,067	
差引税額	実 33,873	643,570,473
納税猶予額	752	62,720,906
納付税額	実 33,688	580,849,566
災害減免法による免除税額	-	-
遺産に係る基礎控除額	12,359	1,033,860,000

調査対象

平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までの申告又は処理（更正・決定等）により納付すべき税額のある者（同一被相続人について納付すべき税額のある者とない者がいる場合は、納付すべき税額のない者及び遺産に係る贈与税額控除等の税額控除により納付すべき税額のない者を含む。）

（注）「遺産に係る基礎控除額」欄の人数は被相続人の数である。

### (2) 加 算 税

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本年分	454	73,949	192	23,219	33	29,334
過 年 分	7,136	2,073,103	511	317,551	900	2,319,036
合 計	7,590	2,147,052	703	340,769	933	2,348,370

調査対象：(4)に同じ

### (3) 課税状況の累年比較

区 分	相 続 人 の 数			課税価格	相続税額	税額控除	納付税額	被相続人
	納税額のあるもの	納税額のないもの	計					
	人	人	人	百万円	百万円	百万円	百万円	人
10	39,714	5,504	45,218	4,522,310	1,130,464	320,998	729,853	13,999
11	39,751	5,591	45,342	4,596,399	1,192,116	349,644	759,016	14,083
12	36,899	5,084	41,983	4,070,069	998,425	290,457	643,915	13,237
13	35,262	5,041	40,303	4,081,478	1,082,949	345,215	675,457	12,742
14	33,688	4,690	38,378	3,648,678	896,954	253,383	580,850	12,359

(4) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	人 員	金 額	人 員	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
本年分	申 告 額	38,402	3,640,326,872	33,664	578,908,656	12,359
	修正申告による増差額	1,082	15,747,552	2,042	4,924,673	772
	更正による増差額	7	200,826	12	56,460	8
	更正等による減差額	408	△7,597,198	585	△3,040,222	243
	決 定 額	—	—	—	—	—
	計	実 38,378	3,648,678,052	実 33,688	580,849,566	実 12,359
過 年 分	申 告 額	301	11,723,238	278	738,480	144
	修正申告による増差額	5,903	99,148,109	9,716	29,878,153	3,582
	更正による増差額	73	3,194,700	102	1,550,846	45
	更正等による減差額	2,377	△52,459,732	3,114	△19,172,077	1,204
	決 定 額	23	1,979,181	22	813,316	13
	計	実 321	63,585,496	実 566	13,808,719	実 151
合 計	申 告 額	38,703	3,652,050,110	33,942	579,647,136	12,503
	修正申告による増差額	6,985	114,895,661	11,758	34,802,826	4,354
	更正による増差額	80	3,395,526	114	1,607,306	53
	更正等による減差額	2,785	△60,056,930	3,699	△22,212,299	1,447
	決 定 額	23	1,979,181	22	813,316	13
	計	実 38,699	3,712,263,548	実 34,254	594,658,286	実 12,510

調査対象 { 本年分：「(1) 本年分の課税状況」に同じ  
 過年分：平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年11月1日から平成15年6月31日まで、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については平成14年7月1日から平成15年6月30日までの申告又は処理（更正・決定等）により納付すべき税額のある者（同一被相続人について納付すべき税額のある者とならない者がいる場合は、納付すべき税額のない者及び遺産に係る贈与税額控除等の税額控除により納付すべき税額のない者を含む。）

( 参 考 )

相続税の税率等（平成14年分）

法定相続分に応ずる取得金額	800万円以下	1,600万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	4億円以下	20億円以下	20億円超
税率 (%)	10	15	20	25	30	40	50	60	70
控除額 (万円)	—	40	120	270	520	1,520	3,520	7,520	27,520

(使用方法) 法定相続分に応ずる取得金額×税率－控除額＝相続税の総額の基となる税額